

官報

号外 昭和三十三年三月三十一日

○第二十八回 衆議院會議録 第二十三号

昭和三十三年三月三十一日(月曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

裁判官彈劾裁判所裁判員辭職の件

裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙

の選挙

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

職業訓練法案(内閣提出)

午後一時三十三分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

裁判官彈劾裁判所裁判員辭職の件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。裁判官彈劾裁判所裁判員山本正一君から裁判員を辭職いたしたとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙

○議長(益谷秀次君) つきましては、この際裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙を行います。

○山中貞則君 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙については、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

議長は裁判官彈劾裁判所裁判員に高村坂彦君を指名いたします。

裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員の選挙

○議長(益谷秀次君) 次に、ただいまの選挙の結果、裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員が一名欠員となりましたので、この際同予備員の選挙を行います。

○山中貞則君 裁判官彈劾裁判所裁判員の予備員の選挙は、その手続を省略して議長において指名せられ、その職務を行う順序は議長において定められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十二万三千五百一人」を「二十四万二千七百七十七人」に改め、同条第二項中「十六万人」を「十七万人」に、「二十四万四千四百六十六人」を「二十五万四千四百六十六人」に、「二万九千九百二十五人」を「二万六千六百二十五人」に、「二十万四千五百五人」を「二十二万二千二百二人」に改める。

第九条第一項中「八人」を「九人」に改める。

第十條中「五局」を「六局」に、「人事局」を「人事局」に改める。

第十四條第二号中「補充、福利厚生及び保健衛生」を「補充及び福利厚生」に改める。

第十四條の次に次の一条を加える。

(衛生局の所掌事務)

第十四條の二 衛生局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の保健衛生の基本に関すること。

二 衛生資材の調達、補給、維持及び管理の基本に関すること。

(自衛隊に係るものに限る。以下次号において同じ。)

三 衛生資材の規格の統一及び研究改善の基本に関すること。

昭和三十三年三月三十一日 衆議院會議録第二十三号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一案

第十六条第一号中「装備品等」の下に「衛生資材を除く。以下次号において同じ。」を加え、同条第三号中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十一条中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十二条中第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛研修所は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が前項に規定する者に準ずる者の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

第三十三条中第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が前項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

第三十四条の見出し及び同条第一項から第三項まで中「技術研究所」を「技術研究本部」に改め、同条第四項中「技術研究所」を「技術研究本部」に、「総理府令」を「政令」に改め、同条に次の一項を加える。

5 技術研究本部に、政令で定めるところにより、研究所その他所要の機関を附置する。

第三十七条第一項中「技術研究所」を削る。

第三十八条第一項中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

防衛庁の職員の定員を改めるとともに、内部部局として衛生局を置き、技術研究所を技術研究本部に改め、その他防衛研修所及び防衛大学校の所掌事務に関する規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

自衛隊法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月六日

内閣総理大臣 岸 信介

自衛隊法の一部を改正する法律

律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「航空自衛隊の部隊の編成等(第二十条・第二十一条)」を「航空自衛隊の部隊の組織及び編成(第二十条・第二十一条)」に改める。

第三章第三節の篇名中「編成等」を「組織及び編成」に改める。

第二十条を次のように改める。(編成)

20条 航空自衛隊の部隊は、航空総隊、航空団、管制教育団その他の長官直轄部隊とする。

2 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊その他の直轄部隊から成る。航空方面隊は、航空方面隊司令部及び航空団その他の直轄部隊から成る。

3 航空団は、航空団司令部及び飛行隊その他の直轄部隊から成る。

4 管制教育団は、管制教育団司令部及び教育群その他の直轄部隊から成る。

20条の四中「航空集団及び航空団」を「航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団」に改め、同条を第二十条の六とする。

20条の三第二項中「航空集団」を「航空方面隊」に、「航空集団司令」を「航空方面隊司令」に改め、同条を第二十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(管制教育団司令) 第二十条の五 管制教育団の長は、

管制教育団司令とする。

2 管制教育団司令は、長官の指揮監督を受け、管制教育団の隊務を統括する。

20条の二(見出しを含む)中「航空集団」を「航空総隊」に、「航空集団司令」を「航空総隊司令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(航空方面隊司令) 20条の三 航空方面隊の長は、航空方面隊司令とする。

2 航空方面隊司令は、航空総隊司令の指揮監督を受け、航空方面隊の隊務を統括する。

21条(見出しを含む)中「航空集団及び航空団」を「航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団」に、「航空集団司令部及び航空団司令部」を「航空総隊司令部、航空方面隊司令部」に改める。

25条中第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、学校は、第百条の二の規定により長官が受託した技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

26条第三項、第二十七条第三項及び第二十八条中「航空集団司令」を「航空総隊司令」に改める。

第百条の次に次の一条を加える。(教育訓練の受託)

第百条の二 長官は、防衛庁の附属機関において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において当該委託を受け、及びこれを実施することができる。この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2 長官は、前項の場合において、政令で定めるところにより、授業料を徴取することができる。

3 隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手續は、政令で定める。

第百五条の次に次の一条を加える。(消防法の適用除外)

第百五条の二 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十條第一項及び第十一條の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り

扱う場合については、適用しない。

2 長官は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物について、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に関する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第百十六条の二の次に次の一条を加える。
(食事の支給)
第百十六条の三 自衛隊の周知宣伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察

別表第一

方面隊、管区隊及び混成団の名称	方面総監部、管区総監部及び混成団本部	名	称	所	在	地
北部方面隊	北部方面総監部			札幌市		
西部方面隊	西部方面総監部			札幌市		
第一管区隊	第一管区総監部			東京都		
第二管区隊	第二管区総監部			旭川市		
第三管区隊	第三管区総監部			伊丹市		
第四管区隊	第四管区総監部			福岡県筑紫郡春日町		
第五管区隊	第五管区総監部			帯広市		
第六管区隊	第六管区総監部			宮城県宮城郡多賀城町		
第七混成団	第七混成団本部			北海道札幌郡豊平町		
第八混成団	第八混成団本部			熊本市		
第九混成団	第九混成団本部			青森市		
第十混成団	第十混成団本部			三重県一志郡久居町		

し、又は見学するものに對し、防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

附則第十四項を次のように改める。

14 自衛隊は、当分の間、長官の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

附則第十五項を削り、第十六項から第三十項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称	航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部	名	称	所	在	地
航空総隊	航空総隊司令部			東京都		
北部航空方面隊	北部航空方面隊司令部			青森県上北郡大三沢町		
中部航空方面隊	中部航空方面隊司令部			埼玉県入間郡武蔵町		
第一航空団	第一航空団司令部			浜松市		
第二航空団	第二航空団司令部			北海道千歳郡千歳町		
第三航空団	第三航空団司令部			宮城県桃生郡矢本町		
第四航空団	第四航空団司令部			宮城県桃生郡矢本町		
輸送航空団	輸送航空団司令部			境港市		
管制教育団	管制教育団司令部			宮城県桃生郡矢本町		

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十條及び第二十條の四の改正規定、第二十條の三第二項を改め、同条を第二十條の四とし、同条の次に一條を加える改正規定、第二十條の二を改め、同条の次に一條を加える改正規定、第二十一條、第二十六條第三項、第二十七條第三項及び第二十八條の改正規定並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、各規定につき、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

自衛官の増員に伴い陸上自衛隊及び航空自衛隊の部隊の編成を改めるとともに、隊員以外の者についての

教育訓練の受託に関する規定等の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔福永健司君登壇〕

○福永健司君 ただいま議題となりました内閣委員に於いて、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案の要点を申し上げますと、第一は、現下の情勢に對し、国力に應じて防衛力を整備するため、陸上自衛官一万人、海上自衛官千二百九十五人、航空自衛官六千七百人、自衛官以外の職員千二百十九人等、計一万九千二百十六人を増員して、職員を定員を二十四万二千七百七十七人に改めること

であります。これら自衛官の増員分は、陸上にあっては技術関係部隊及び混成団の新設または増強に、海上にあっては学校の新設及び後方関係の充実に、航空にあっては航空団の増設等に、それぞれ充てる要員であります。第二は、衛生業務の円滑なる運営と質的向上をはかるため、内部部局として衛生局を新設することであり、第三は、自衛隊の質的増強の一環として、装備品等の研究開発機構の整備をはかるため、技術研究所を技術研究本部に改めることであり、第四は、友好諸国との親善関係に寄与するため、防衛大学校において、委託により外国人の教育訓練を実施できるようにすることであり、

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案の要点を申し上げますと、第一は、陸上自衛隊の整備のため、本州中部に混成団一を新設するとともに、航空自衛隊の航空集団を改編して、航空総隊及び航空方面隊を新設し、また、航空警戒管制及び航空保安管制関係要員を養成するため管成教育団を、並びに、航空輸送体制を強化するため輸送航空団を、それぞれ新設することであり、第二は、防衛庁の付属機関において部外者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合には、自衛隊の任務遂行に支障のない限り、これを実施できるようにすることであり、第三は、自衛隊の行動の特殊性にかん

がみ、消防法の規定中、危険物の貯蔵または取扱いの制限に関する規定の適用を除外することでありませう。

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。淡谷修蔵君。

〔淡谷修蔵君登壇〕

○淡谷修蔵君 私、たたいま提案された防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案につき、日本社会党を代表して反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

本日午前八時より委員会を開き、審査を進め、質疑を完了いたし、両案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、淡谷委員より、人工衛星、ICBMの出現した現在、防衛計画に基く自衛隊の増強案は、いたずらに国費を浪費するにすぎない旨の反対意見が述べられ、また、自由民主党を代表して、山本正一委員より、国際情勢の現状にかんがみ、わが国の財政力の許す範囲内で防衛力を整備することは、国防の万全を期するためきわめて当然のことであり、かつ世界の平和に寄与するゆえんである旨の賛成意見が述べられたのであります。

軍備増進を推進し始めたのであります。(拍手)陸上自衛隊十八万人、海上十二万四千トン、航空一千三百機、これが昨年六月政府の発表した防衛三カ年計画なるものであります。」「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄し、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」「憲法に定めてある国防方針とはとうてい思えないのであります。(拍手)

自衛隊違憲の論議は、これまでもしばしば戦わされました。しかし、政府与党が多数の暴力によって押し切るほかに、自衛隊が憲法に違反しないという根拠は何もなかったものであります。(拍手)それなればこそ、一たびは自衛隊増強のために憲法改悪さえ強行されようとしたのであります。わが党に結集された国民世論の反撃にあつて、その非望が粉碎されると、今度は、現在の憲法でも自衛隊の存在は許されるのか、これは戦力なき軍隊であるとか、これは戦力なき軍隊であるとか、か言い出したのであります。三転しては、戦力も自衛隊のためには許されるときか、海外出兵ではなく、公務員としての海外出張だとか、勝手な解釈をつけ、ずうずうしくのさばり出しているのが、現在の自衛隊であります。(拍手)もはや日陰の軍備などといういじらしいものではなくなつてい

るものであります。少くとも、国家の本である憲法を都合のよい解釈で勝手にゆがめることは許さるべきではありません。その上に再軍備の既成事実を積み重ねていくことは、それこそ日本の民主主義を武力で踏みじろうとする国家攪乱の第一歩が見えるのであります。(拍手)これは世界を欺く不信行為であります。しかも、この憲法をじゅうりんし、今年度一千三百億の国民の税金を費して強行せんとする防衛三カ年計画とは、今日の世界情勢から見て、まことに愚劣きままるものであります。

採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。(拍手)以上、御報告申し上げます。(拍手)

岸総理大臣も、わが国今日の實力をもつては、とうていアメリカ、ソ連の防衛力とは肩を並ぶべくもないことを自認しておられる。いわば、日本の防衛構想は、現在、何ら防衛の實力とはならないのであります。新しい科学的兵器を使用しておる国でも従来の兵器を使用しているから、わが国でも持ったっていいではないかと総理は言いが、イギリスはすでに現在の常備兵力を一九六二年までに半分にしようとしておりますし、アメリカも防衛態勢を大きく転換しようとしておる。わが国ひとりこの新しい態勢に処する何の構想も持っていないのであります。

ソ連が人工衛星の打ち上げに成功したのは昨年の十月四日である。政府の防衛三カ年計画は、同年六月二十一日、

人工衛星の打ち上げが成功し、ICBM、IRBMが実用化される段階に達している現在であります。地上機械化部隊の平均戦闘力は一時間五キロ、原水爆攻撃隊を搭載する機動艦隊が攻撃発進点に到達するための戦闘力は五十キロ、そして、ジェット機撃隊は一千キロの進攻速度、ICBMのスピードは、地上機械化部隊の四千百倍、海上機動艦隊の四百倍、ジェット機撃隊の二十倍以上のスピードという時代になっております。これに対するわが国防の布陣たるや、自衛隊は青竹で訓練され、げんこつで愛撫されて死の行軍を続けたり、時に、旭川冬の河

呼、こつ然となぞの失踪をしたりする十七万であります。それを訓練する幹部を養成する国防大学の学生は、ステーション・ホテルに美女を擁してダ

ンスに巧みなる諸君であります。海上には、アメリカのお古のフリゲート艦を初め、国産「いかづち」「いなづま」と、名前はいかにもいかめしいが、どうやら汚職のにおいの立つものを含んで十二万四千トン、航空部隊はMDAP、すなわち日米相互防衛援助計画によりアメリカから供与されたものを主とし、F86F型ジェット戦闘機、T33A型ジェット戦闘機などを加えて一千機、ときどき墜落することをもって特色とするものではあるが、とうてい今日の防衛の世界的水準にはまともに立ち向えるものではありません。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

岸総理大臣とアイゼンハワー大統領との共同声明を受けて強行しようとするもので、新しい情勢に応じる何らの構想を持たない情性軍備であります。情性軍備に巨大な国費を費すことは、国民にとって最も耐えがたい苦痛とするところであります。

政府がこの時局に処して新しい構想を持つことができないというのは、国防衛に關して、わが国独自の根本的理念を初めから持つていなかっただからであります。平和憲法のもとに新しい国家理想を実現しようとしたわが国が、アメリカとの共同防衛であるからとか、他の国もやっているからとかいう考えで、武力をもって国防衛をしようとしていることが、初めから誤りだったのであります。軍国日本以来変らざる一つの迷信が自衛力増強の波にさまよい出たのが、わが国防衛方針である。大東亞戦争の敗戦によって打ち敗られた武力をもう一度盛り立てようとする臥薪嘗胆の戦力増強を考えるならば、これほどばかばかしい、悲惨な喜劇はないのであります。科学の世界はもっと冷徹であり、もっと的確であります。

一九四五年夏の原子爆弾誕生以来、軍事技術、軍事科学は急速に発達して、今では旧軍人的頭脳ではとてい扱いかねる段階に飛躍してしまつておる。その矛盾は、今、日本の至るところに露呈し出しているのであります。

わが国防衛はわが国だけでできるものではなく、安全保障の条約に基くアメリカとの共同防衛に待つべきものであるというが、その結果、日本にはアメリカの空軍、海軍の永久基地が至るところに残されて、原水爆基地に使用される不安を与えておられます。

先日、内閣委員会、わが党の石橋委員が、岸総理に対し、アメリカがある他の国と戦争を始めて、この基地から原爆機を飛び立たせ、そのためにわが国がその相手国から報復攻撃を受けた場合、これらを他国の侵略と考へ、自衛隊は出撃するのかわという問いに答へまして、岸総理は出撃できると答へておられます。アメリカ軍隊の爆撃基地がなかつたなら、だが、何を目的に、この敗残の、しかも戦争放棄を世界に宣言した小国日本に爆撃を加える必要がありましょか。日本の安全保障をするはずの米軍の基地があるために、こうした報復爆撃の危険にさらされ、アメリカの戦略目的のまま、竹やり軍備の自衛隊で、その自衛戦争とやらに巻き込まれなければならないし、また、岸総理は核兵器の持ち込みはしないと申しておるが、しかし、核兵器で武装しているアメリカとの共同防衛をやるのでは、これもするに核兵器の持ち込みになつてしまふ可能性を多分に含んでいるのであります。安全保障とはまことに迷惑千万な保障であります。アメリカが真にわが国の安全を考

えるならば、一日も早くその基地を撤退することでありまふ。そのみが正しい意味の安全保障であります。

自衛隊を漸増せねばならぬ理由として、岸総理は、好んで直接間接の侵略に備へるためだと言います。国際共産主義の脅威に對して国を守るのだと言つておられます。しかし、ソ連とはまます親交を続けるつもりだと言ふし、中国とも貿易だけはやるつもりだと言ふのであります。一個の怪物欧州を併回す、共産主義これなり、とは、百余年前カール・マルクスが共産主義の亡霊にとりつかれた人々を皮肉つていふ言葉でありまふが、百年後の今日、どうやら、わが岸総理大臣を初め与党の諸君の頭の中にも、この怪物がとりついたやうであります。岸総理は、ソ連をも中国をも仮想敵国とせず、国際共産主義の脅威に向つて、自衛隊の榴弾砲を向けたり、ジェット機を飛び向かせたりするために、せつせと、狭い日本の国土で、農民の田や畑をつぶし、家を取りのけ、漁場を荒して、演習地を広げておる。しかし、共産主義の脅威が榴弾砲やジェット機でなくなつておるものではないことは、大てい常識のある者は知つておるはずであります。

撤退するアメリカ地上軍にかわつて岡山県日本原の演習地を取りにかかつている自衛隊は、射程一万一千メートルの榴弾砲を、土地が狭いので、四千米ートルの射程で演習をしようとい

のであります。演習をするにも土地が狭過ぎる日本の内地に、満州事変当時の兵員にひとしい十七万の自衛隊をかかえ込んで、国防衛のため海外出兵もせずに砲丸を撃ち合つたら、国は一体どうなりますか。アメリカが始めるか。ソ連が始めるか。おそらくは、そのどつちも、今になっては始めるほどにはかたではないと思ひますが、万一戦争を始めて、ICBMが日本の空に現われたら、どんなことになるでしうか。

太平洋戦争中、アメリカB29爆撃隊の日本攻撃のデータによりまふと、日本防空戦闘機隊が最大の戦果を上げた一九四四年八月の撃墜率は一・七五%にすぎません。ドイツの本土防空も七%が最大であつたし、一九五一年から五六年までのアメリカ本土防空軍の演習結果によりまふと、撃墜率は最大三〇から三五%であります。これは飛行機同士であります。ロケットになると、V2号のロンドン攻撃のよりに、防衛率ゼロの記録があり、迎撃ミサイルがICBMに命中する確率は最大十数パーセントといわれておられます。

これら数々の矛盾を矛盾とも思わな

とは国を焦土にすることではありませぬ。国民の惨たんたる窮乏の上にミサイルを飛ばすことでもありません。自衛隊の漸増が、よしんば旧大日本帝國陸海空三軍の大威容を再現し得たとしても、それが一九四五年なぜあのよりに跡形もなくついえ去つたかと思ひ起すならば、国防衛は武力をもつてしてはなし遂げ得るものでないことに思い至つて、国民の悲願が結集した平和憲法の特つ重大な意義を感じないでおれないのであります。

ただ一つ、わが国の乏しい財力の中にあつて、その当時の軍隊並みに回復し得たものがあります。防衛調達にまつわる汚職であります。ポロぐつを食ひ、中古エンジンをかじり、油をなめ、今ではついに軍艦までかじり始末になり始めたやうであります。これだけは、自衛力をはるかにしのぐ、漸増どころか急増であります。どつちから考へても、自衛隊に菓食うこれらの死の商人たちは、国民の窮乏をよそに、演習の弾丸の飛ぶたび、飛行機が落ち青年たちが生命を失うたび、防衛予算が通つて艦艇建造費が増されるたび、ひそかにほくそえんでおるはずであります。あやまつて戦争が起つたら、さらに愉快がるでしう。国民の血の味に舌なめずりするであります。

国防衛は確かに大切であります。しかし、防衛に名をかりて、こんな状

昭和三十三年三月三十一日 衆議院会議録第二十三号 防衛庁設置法の一部を改正する法律案外一案

態を続けるならば、防衛ほど危険なものはありません。

○議長(益谷秀次君) 渋谷君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○渋谷悠蔵君(続) 世界の防衛態勢が大きく変わろうとしている今日、わが国の防衛構想の根本的な立て直しが大切であります。

かつて、東洋平和のためと称して、大軍を他国にかり出したわが国は、今、世界平和を口にして、ひそかに再軍備の芽を育てている。武装平和の時代は過ぎました。科学兵器の極度の発達、戦争を事実上できなくして、いままさうした大勢に逆行して、意味もない自衛隊増強方針をするのと続けたいこととするのは、かつての失敗を繰り返すだけにすぎないことは明白であり、何ら防衛の名に値するものはありません。(拍手)

自民党の諸君の中にも、この無意味に国費を浪費する自衛隊の増強には強く反対している人がいるはずであります。陸上自衛隊を、ことし十六万を十七万にふやし、これを将来も一百万ふやして十八万にすることをやめないならば、残念ながら、与党の一員でござりますが、本案に反対の意思を政治生命をかけて申し上げますと内閣委員会で言ったのは、防衛問題ではくろろとの旧参謀辻政信君であります。

「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確信する。」この日本国憲法の前文を、あらためて私は諸君に訴えます。今からでもおそくはないとは、かつて日本陸軍崩壊を招いた二・二六事件の騒起部隊に訴えた言葉であります。私は平和日本を破壊に導こうとしている与党の再軍備強行の騒起部隊に訴えます。今からでもおそくはない。新しい平和国防の構想の発足のために、敢然と本法案に反対の票をわれわれとともに投ぜられんことを心から希望いたします。反対の討論を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) ただいまの渋谷君の発言中、もし不穏当な言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。

山本正一君。

「山本正一君登壇」

○山本正一君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題になつておる防衛二法案に対して、簡潔に賛成の意思を表明するものであります。(拍手)

世界に戦争の発生を否定して平和の確立をいねがうことは、人類の理想であることは、申すまでもございませぬ。しかし、現実の世界の平和は力の

バランスによつて維持されておりました。一たびこのバランスが破れました場合は、そこに戦争の危機をおそれますがゆえに、各国は現に軍備の充実を進めており、今年度の防衛年鑑は、この世界各国における軍備充実の事情を明らかに伝えておるのであります。

まず、自由諸国の中心たるアメリカにおいては、国民所得の十数パーセントを国防費に充てて、百二十五万の地上軍、千三十二隻の艦艇、四万二千の航空機を保有し、社会主義の祖国といわれておるソ連は、国民所得の約三〇%、実に世界最高の軍事費を投じて、約二百三十万の地上軍、七百二十隻の艦艇、約四万の航空機を擁して、互いに軍備の充実に率日ないありさまであります。また、中立を標榜するスイスにおいてさえも、国民所得の約三・七%に相当する防衛費を充てて、五万の地上軍、約五百の航空機を保有し、さらに、無抵抗の平和国を標榜するインドにおいてさえも、国民所得の約二%余りの防衛費を充てて、五十五万の地上軍、五百の航空機を持つて、他国の侵略に備えておるのであります。わが国に隣接する中共は、国民所得の約七%の国防費を持ち、約二百四十五万の地上軍、四十五隻の艦艇、三千の航空機を持ち、あの狭い台湾においてさえも、約四十三万の地上軍、二十隻の艦艇、六百の航空機を保有し、北鮮における四十万の地上軍と

七百の航空機、韓国における約六万の地上軍と六百の航空機を保有するなど、すべて世界情勢のきびしい現実に備えておる実情でございませぬ。

およそ、祖国をみずからの手によつて守ることは独立国民の崇高なる義務であり、国民の生命財産に不安なからしむることは政府の最高の責務であると信ずるのであります。(拍手)今、政府は、国民所得のわずかに二%にも足りない費用を充てて、必要にして最小限度の自衛に備えんとするものであります。自衛の必要を軽視し、あるいはそれを否定する議論は、座して祖国の滅亡を待つる論に墮するものでございまして、(拍手)しよせんは、われわれと人生観を異にするか、あるいは世界の観の相違によるものでございまして、いすれにいたしましても、国家将来のためにまことに遺憾のきわみでございませぬ。(拍手)

わが国はすでに国連に加盟し、逐次国力に應じた防衛力を整え、集団安全保障機構の一員として、世界平和の維持に直接貢献するとともに、日米安全保障体制の強化によつて、わが国の防衛に遺憾なきを期しておることは、御承知の通りでございませぬ。もちろん、御承知の通りでございませぬ。もちろん、御承知の通りでございませぬ。もちろん、御承知の通りでございませぬ。

昨年、ソ連は人工衛星やICBMの実験に成功したので、世界の戦略体制は急変しておるから、日本が今陸上自衛隊を一万名増員することは意味が乏しい、という意見もあります。しかしながら、空極兵器といわれるICBMは未完成のものであります。他方、アメリカにおけるその対抗兵器の実験に成功した事実、あるいは現に圧倒的に優勢な戦略空軍の確保等を考えまする場合、むしろ自由諸国側の戦略的地位

的なる防衛体制が確立されることでありと信ずるのであります。しかしながら、国際共産主義の国家が、その目的のために手段を選ばない策謀をあえてする現実を思いをいたしますならば、防衛体制を整備することなく、単に外国軍隊の撤退のみを求めるようなことは、国家としてきわめて軽率な、また、きわめて危険な措置であると申さねばなりません。(拍手)もしわが国の防衛力の真空状態が生じたとき、その間隙を襲うものは侵略と混乱であることは、まことに明瞭なものであるかと存じます。(拍手)外国軍隊の早急なる撤退を叫びながら、他面において自衛力の増強に反対するという態度は、国際情勢の現実を正視しないのであるか、あるいは、ことさらにその認識を避けようとするものと判断せざるを得ませぬ。(拍手)少くとも、国家国民の将来を思う人々の態度とは思われませぬ。

がすぐれておると考えられるのであります。かような国際的軍事情勢におきまして、世界の戦局情勢が急変したと即断することは、自由諸国の結束をくずさんとするソ連の心理作戦にみずから乗るものであり、まことに危険な判断であると思つてあります。

(拍手)

要するに、この二法案は、国家財政の許す範囲において必要の自衛力を漸増し、国土の防衛に備えるとともに、世界の平和に寄与せんとするものであります。明らかにこれ国民の負担に沿うゆえんであると信じ、ここに賛成の意を表明するものであります。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

職業訓練法案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に際する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、職業訓練法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

職業訓練法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事大坪保雄君。

職業訓練法案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日

内閣総理大臣 岸 信介

職業訓練法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 公共職業訓練(第五条—第十一条)

第三章 事業内職業訓練(第十二—第二十条)

第四章 職業訓練指導員(第二十一条—第二十三条)

第五章 技能検定(第二十四条—第二十八条)

第六章 職業訓練審議会(第二十九条—第三十一条)

第七章 雑則(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、労働者に対し

(目的)

第一条 この法律は、労働者に対し

(目的)

第一条 この法律は、労働者に対し

(目的)

第一条 この法律は、労働者に対し

(目的)

第一条 この法律は、労働者に対し

(目的)

て、必要な技能を習得させ、及び向上させるために、職業訓練及び技能検定を行うことにより、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「労働者」とは、事業主に雇用される者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第六条第一項に規定する船員(以下この項において「船員」という。)を除く。以下「雇用労働者」という。)及び求職者(船員とならうとする者を除く。以下同じ。)をいう。

第三条 この法律で「公共職業訓練」とは、労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう。

第四条 この法律で「公共職業訓練」とは、一般職業訓練所、総合職業訓練所、中央職業訓練所及び身体障害者職業訓練所において行う職業訓練並びに第九条の規定により事業主が委託を受けて行う職業訓練をいう。

第五条 この法律で「事業内職業訓練」とは、事業主がその雇用労働者に対して行う職業訓練をいう。

第六条 この法律で「職業訓練指導員」と

は、職業訓練において訓練を担当する者をいう。

(職業訓練の原則)

第三条 公共職業訓練と事業内職業訓練とは、相互に密接な関連のものに行われなければならない。

第四条 公共職業訓練及び事業内職業訓練は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行われなければならない。

第五条 公共職業訓練と青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)による教育とは、重複しないように行われなければならない。

(職業訓練計画)

第四条 労働大臣は、この法律の規定による職業訓練の実施に関し、基本的な計画を定めるものとする。

第五条 前項の計画を定めるにあつては、雇用及び失業の状態並びに工業その他の産業の発達に応じて、適切に技能労働者の養成が行われるように配慮されなければならない。

第六条 都道府県知事は、第一項の計画に基づき、この法律の規定による職業訓練で当該都道府県の区域内において行われるものの実施に関し、基本的な計画を定めるものとする。

第七条 第二項の規定は、前項の計画について準用する。

第二章 公共職業訓練

第五条 一般職業訓練所は、求職者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行う。

第六条 一般職業訓練所は、前項に規定する業務に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 雇用労働者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行うこと。

二 事業内職業訓練についての援助に関する業務を行うこと。

三 第一項に規定する業務及び前二号に掲げる業務のほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

第七条 一般職業訓練所は、都道府県が設置する。

第八条 一般職業訓練所の位置、名称その他の一般職業訓練所の運営について必要な事項は、条例で定める。

(総合職業訓練所)

第六条 総合職業訓練所は、次の業務を行う。

一 雇用労働者に対して、専門的な技能に関する職業訓練を行うこと。

二 求職者に対して、専門的な技能に関する職業訓練を行うこと。

四〇三

三 職業訓練指導員の訓練を行うこと。

四 事業内職業訓練についての援助に關する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 総合職業訓練所は、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第二十七条の二の規定による福祉施設として、労働福祉事業団が設置する。

3 総合職業訓練所の位置、名称その他総合職業訓練所の運営について必要な事項は、労働福祉事業団が定める。

(中央職業訓練所)

第七条 中央職業訓練所は、次の業務を行う。

一 職業訓練に關する調査及び研究を行うこと。

二 職業訓練指導員の訓練を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附随して、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、職業訓練に關し必要な業務を行うこと。

2 中央職業訓練所は、失業保険法第二十七条の二の規定による福祉施設として、労働福祉事業団が設置する。

3 前条第三項の規定は、中央職業訓練所について準用する。

(身体障害者職業訓練所)

第八条 国及び都道府県は、身体に障害がある者で一般職業訓練所、総合職業訓練所又は中央職業訓練所において職業訓練を受けることが困難であるものに対して、その能力に適応した職業訓練を行うため、身体障害者職業訓練所を設置することができる。

2 国は、前項の規定により設置した身体障害者職業訓練所の運営を都道府県に委託することができる。

3 身体障害者職業訓練所の位置、名称その他身体障害者職業訓練所の運営に關し必要な事項は、国が設置するものについては労働大臣が、都道府県が設置するものについては条例で定めるものとする。

(職業訓練の委託)

第九条 都道府県は、第五条第一項に規定する職業訓練について、一般職業訓練所において職業訓練を行うことが困難又は不適当であると認めるときは、労働福祉事業団又は第十四条第一項の規定による認定を受けた事業主に、その実施を委託することができる。

(公共職業訓練の基準)

第十条 公共職業訓練は、教科、訓練期間、設備その他の事項に關する

る労働省令で定める基準に従つて行われなければならない。

(公共職業訓練を受ける求職者に対する措置)

第十一条 第五条第一項の規定による公共職業訓練及び身体障害者職業訓練所において求職者に対して行う公共職業訓練は、無料とするものとする。

2 国及び都道府県は、身体障害者職業訓練所において職業訓練を受ける求職者に対して、手当を支給することができる。

第三章 事業内職業訓練

(労働大臣等の援助)

第十二条 労働大臣及び都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、事業内職業訓練を行う事業主に対して、資料の提供その他必要な援助を行うように努めなければならない。

(事業内職業訓練の基準)

第十三条 事業内職業訓練(技能労働者に対して行う追加訓練、再訓練及び職長訓練その他の労働者の指導監督に關する訓練を除く。以下この章において同じ。)については、この章において同じ。についての教科、訓練期間、設備その他の事項に關する基準は、労働省令で定める。

(認定職業訓練)

第十四条 都道府県知事は、申請により、事業内職業訓練について、

前条の労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主が当該職業訓練を適確に遂行するに足る能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十条の規定に基く命令の適用を受けるべきものであるときは、都道府県労働基準局長の意見を聞くものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る事業内職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)が前条の労働省令で定める基準に適合しなかつたと認めるとき、又は事業主が当該認定職業訓練を行わなくなつたときは、当該認定を取り消すことができる。

(共同職業訓練団体の行う認定職業訓練)

第十五条 事業主が事業内職業訓練を共同して行うために組織した団体その他の事業主の団体がその構成員である事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行う場合において、都道府県知事は、当該団体の申請により、その行う職業訓練について、第十三条の労働省令で定める基準に適合するものであること

との認定をすることができる。ただし、当該団体が当該職業訓練を適確に遂行するに足る能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定について準用する。

3 この法律の適用については、第一項の認定を受けた団体は認定職業訓練を行う事業主と、その行う職業訓練は認定職業訓練とみなす。

(認定職業訓練に対する援助)

第十六条 都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、認定職業訓練について、次に掲げる援助を行うように努めなければならない。

一 一般職業訓練所又は総合職業訓練所の施設を使用させること。

二 一般職業訓練所又は総合職業訓練所の職業訓練指導員を派遣すること。

三 教科書、教材その他職業訓練に必要な資料を提供すること。

四 前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

(修了証明書)

第十七条 認定職業訓練を行う事業主は、労働省令で定めるところにより、認定職業訓練を修了した者に対して、修了証明書を交付しなければならない。

(事業主の協力)

第十八条 認定職業訓練を行ふ事業主は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練の施設を他の事業主が行ふ事業内職業訓練のために利用させ、又は委託を受けて他の事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行ふように努めるものとする。

(追加訓練等)

第十九条 都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、事業主の行ふ技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練について、次に掲げる援助を行ふように努めなければならない。

- 一 これらの職業訓練について特別の訓練を受けた職業訓練指導員を派遣すること。
- 二 教科書、教材その他これらの職業訓練に必要な資料を提供すること。
- 三 委託により自らこれらの職業訓練を行ふこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

(勸告)

第二十条 労働大臣又は都道府県知事は、特定の地域、産業又は職種について、技能労働者が著しく不足し、又は不足するおそれがあると認めるときは、中央職業訓練審議会

会又は都道府県職業訓練審議会の意見を聞いて、関係事業主の団体に対して、職業訓練の実施又は改善を勧告することができる。

第四章 職業訓練指導員

(職業訓練指導員免許)

第二十一条 公共職業訓練(職業訓練指導員の訓練を除く)及び認定職業訓練における職業訓練指導員は、労働大臣の免許を受けた者でなければならない。

2 前項の免許(以下「職業訓練指導員免許」という。)は、労働省令で定める職種ごとに行ふ。

3 職業訓練指導員免許は、申請により、次の各号の一に該当する者に対して、免許証を交付して行ふ。

- 一 労働大臣の行ふ職業訓練指導員試験に合格した者
- 二 第二十四条第二項に規定する一級の技能検定に合格した者で労働省令で定める訓練を修了した者
- 三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、政令で定める。

5 次の各号の一に該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許は、行わない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者

(免許の取消)

第二十二条 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号の規定に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員たるにふさわしくない非行があつたときは、その免許を取り消すことができる。

3 労働大臣は、前項の規定により職業訓練指導員免許の取消をしようとするときは、当該処分に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(職業訓練指導員試験)
第二十三条 職業訓練指導員試験は、実技試験及び学科試験とする。

2 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

3 第二十一条第五項各号の一に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

第五章 技能検定

(技能検定)

第二十四条 労働大臣は、労働者について、その技能の向上を図るため、技能検定を行ふ。

2 技能検定は、政令で定める職種ごとに、一級及び二級に区分して行ふ。

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行ふ。

4 前条第二項の規定は、技能検定について準用する。

(受検資格)

第二十五条 技能検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 公共職業訓練又は認定職業訓練を修了した者で労働省令で定めるもの
- 二 前号に掲げる者に準ずる者で政令で定めるもの

(合格証明書及び技能士)

第二十六条 労働大臣は、技能検定に合格した者に、合格証明書を交付しなければならない。

2 技能検定に合格した者は、労働省令で定めるところにより、技能士と称することができる。

(試験の委託)

第二十七条 労働大臣は、労働福祉事業団又は労働大臣が指定する団体に第二十四条第三項の実技試験又は学科試験の全部又は一部の実施を委託することができる。

(技能検定委員)

第二十八条 労働大臣は、第二十四条第三項の実技試験及び学科試験をつかさどらせるため、専門の技能又は知識を有する者のうちから、技能検定委員を任命するものとする。

第六章 職業訓練審議会

(中央職業訓練審議会)

第二十九条 労働省に、中央職業訓練審議会を置く。

2 中央職業訓練審議会は、労働大臣の諮問に応じて、職業訓練計画、職業訓練の基準その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 中央職業訓練審議会は、委員二十人以上をもつて組織する。

4 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

5 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、非常勤とする。

7 技能検定に関する事項その他職業訓練に関する専門的な事項を調査させるため、中央職業訓練審議会に、技能検定部会その他の部会を置くことができる。

(労働省令への委任)

第三十条 前条に定めるもののほか、中央職業訓練審議会に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(都道府県職業訓練審議会)

第三十一条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、職業訓練計画その他職業訓練に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県職業訓練審議会を置くことができる。

2 都道府県職業訓練審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

第七章 雑則

(労働大臣の助言等)

第三十二条 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対して、一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所の設置及び運営、事業内職業訓練に関する援助その他職業訓練に関する事項について、助言及び勧告をすることができ

2 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、労働福祉事業団に対し

て、総合職業訓練所及び中央職業訓練所の運営に關して、報告を求め、及び必要な命令をすることができ

(経費の負担等)

第三十三条 国は、政令で定めるところにより、一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に要する経費の一部を負担する。

2 国は、都道府県が第十五条第一項の認定を受けた事業主の団体に對して認定職業訓練に必要な経費の一部を補助した場合においては、当該都道府県に對して、予算の範囲内で、当該補助に要した経費の一部を補助することができ

(手数料)

第三十四条 職業訓練指導員免許を受けようとする者、職業訓練指導員試験を受けようとする者、技能検定を受けようとする者及び第二十一条第三項の免許証又は第二十六条第一項の合格証明書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(職権の委任)

第三十五条 第四章、第五章及びこの章に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行

(報告)

第三十六条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、認定職業訓練を行う事業主に對して、その行い認定職業訓練に関する事項について報告を求めることができ

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で、政令で定める日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 都道府県は、従前の公共職業補導所(附則第六条の規定による改正前の職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十六条の二第一項ただし書に規定する特別の公共職業補導所及び労働大臣が設置した公共職業補導所を除く。)を、第五条の一般職業訓練所として、同一性をもつて存続させるために必要な措置をとらなければならない。

2 労働福祉事業団が運営する従前の職業訓練施設は、第六条の総合職業訓練所となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 附則第六条の規定による改正前の職業安定法第二十六条の二第一

項ただし書及び第二十七条第四項の規定により労働大臣が設置した従前の公共職業補導所は、第八条第一項の規定により国が設置する身体障害者職業訓練所となり、同一性をもつて存続するものとする。

第三条 この法律(前条第一項の規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に公共職業補導所又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設に對して職業補導又は職業訓練を担当する者は、この法律の施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより、相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十条の規定に基づく命令の規定によりした技能者養成指導員の免許は、この法律の施行の日から二年間は、職業訓練指導員免許とみなす。

第四条 この法律の施行前に公共職業補導所における職業補導又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設における職業訓練を修了した者は、第二十五条の規定の適用については、公共職業訓練を修了した者とみなす。

2 この法律の施行前に次条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて

行われた技能者養成を修了した者は、第二十五条の規定の適用については、認定職業訓練を修了した者とみなす。

(労働基準法の一部改正)

第五条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十条及び第七十一条を次のように改める。

(職業訓練に関する特例)

第七十条 職業訓練法(昭和三十三年法律第 号)第十四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けて行い職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限並びに第六十四条の坑内労働の禁止に關する規定について、命令で別段の定をすることができ

ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に關する規定については、女子及び十六才に満たない男子に關しては、この限りでない。

第七十一条 前条の規定に基いて発する命令は、当該命令によつて労働者を使用することによつて行政官庁の許可を受けず使用される労働者以外の労働者については、適用しない。

第七十二条中「前二条の規定」を

「第七十条の規定に基いて発する命令」に改める。

第七十三条及び第七十四条を次のように改める。

第七十三条 第七十一条の規定による許可を受けた使用者が第七十条の規定に基いて発する命令に違反した場合においては、行政官庁は、その許可を取り消すことができる。

第七十四条 削除

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者について前項の例による。

2 この法律の施行の日から一年間

は、この法律の施行の際現に改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて行われている技能者養成は、認定職業訓練とみなし、当該認可を受けた使用者は、改正後の同法第七十一条の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に当該技能者養成を受けている者に関して、その養成が終るまでの間も、同様とする。

3 この法律の施行前にした改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)
第六条 職業安定法の一部を次のように改正する。

職業安定法目次を次のように改める。

目次
第一章 総則
第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一節 通則
第二節 職業紹介
第三節 職業指導

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業業者の職業紹介
第五節 削除

第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 通則
第二節 職業紹介
第三節 労働者の募集
第四節 労働者供給事業

第五節 罰則
第六節 職業補導

第七節 職業訓練
第八節 職業訓練所
第九節 職業訓練所及び身体障害者更生指導所設置法の一部改正

第十節 職業訓練所及び身体障害者更生指導所設置法の一部改正

第六 公共職業訓練を行う施設への入所のあつたを行ふこと。

第二章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第二十六条から第三十一条まで削除

第五十二条から第五十三条まで中、「職業補導」を削る。

(失業保険法の一部改正)
第七条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第三号中「職業補導」を「公共職業訓練」に改める。

第二十一条第一項本文中「職業補導」を「公共職業訓練」に改め、同項第一号中「補導」を「訓練」に改める。

2 この法律の施行前にした改正前の失業保険法第十六条第三項第三号又は第二十一条第一項の規定による職業補導に関する指示は、改正後のこれらの規定によりした公共職業訓練に関する指示とみなす。

(地方財政法の一部改正)
第八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第九号を次のように改める。

九 一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所に要する経費

(国立身体障害者更生指導所設置法の一部改正)
第九条 国立身体障害者更生指導所設置法(昭和二十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、第三項を第二項とする。

(労働者設置法の一部改正)
第十条 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「補導」を削り、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 職業訓練に関する事務及び技能検定
第四条中第四十四号を第四十七号とし、第四十三号の次に次の三号を加える。

四十四 職業訓練法(昭和三十三年法律第 号)に基いて、職業訓練計画及び職業訓練の基準を定めること。
四十五 職業訓練指導員免許及び職業訓練指導員試験を行うこと。
四十六 職業訓練法に基いて、技能検定を行うこと。
第五条第二項中「失業対策部」の下に「及び職業訓練部」を加える。
第十条第一項第二号中「指導及び補導」を「及び指導」に改め、

昭和三十三年三月三十一日 衆議院會議録第二十三号 職業訓練法案

同項第四号の次に次の一号を加え、同項第八号中「及び緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)」を、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)及び職業訓練法に改める。

第十三条第一項の表中

技能者養成審議会

都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。

都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。

改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「職業補導」を「公共職業訓練」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正) 第十二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号トを次のように改める。

ト 職業訓練法(昭和三十三年法律第 号)第五条第一

に關すること。

第十條に次の一項を加える。

3 職業訓練部は、第一項第四号の二に掲げる事務及び同項第八号に掲げる事務のうち職業訓練法の施行に關するものをつかさどる。

労働基準法第七十條の規定に基いて発する命令に關する事項その他技能者の養成に關する重要事項を調査審議すること。

都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。

都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に關する重要事項を調査審議すること。

三項の規定により設置される一般職業訓練所及び同法第八條第一項の規定により設置される身体障害者職業訓練所の施設

(最低賃金法の一部改正)

第十三條 最低賃金法(昭和三十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八條第三号を次のように改める。

三 職業訓練法(昭和三十三年法律第 号)第十四條第一項又は第十五條第一項の認定

を受けて行われる職業訓練を受ける者

理由

労働者に対する職業訓練に關する制度を整備し、及び労働者に技能檢定を行うことにより、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もつて職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に資するため、職業訓練計画、職業訓練の基準、公共職業訓練を行う施設、事業内職業訓練に対する助成、職業訓練指導員免許、国の財政的援助その他職業訓練及び技能檢定に關する必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

職業訓練法案に対する修正案 職業訓練法案に對する修正 職業訓練法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十一条」を「第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第二十條」を「第二十一條」に、「第二十一條」を「第二十二條」に、「第二十三條」を「第二十四條」に、「第二十四條」を「第二十五條」に、「第二十八條」を「第二十九條」に、「第二十九條」を「第三十條」に、「第三十一條」を「第三十二條」に、「第三十二條」を「第三十三條」に、「第三十三條」を「第三十四條」に、「第三十六條」を「第三十七條」に改める。

第九條中「第十四條」を「第十五條」に改める。

第十一條第二項中「身体障害者職業訓練所において職業訓練」を「前項に規定する公共職業訓練」に改める。

第十二條を第十三條とし、以下第三十六條まで順次一條ずつ繰り下げ、第二章中第十一條の次に次の一條を加える。

(市町村等の行う職業訓練)

第十二條 市町村、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立した法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人(以下この條において「市町村等」といふ)が職業訓練を行う場合において、労働省令で定めることにより労働大臣の認可を受けたときは、この法律の適用については、その職業訓練は、公共職業訓練とみなす。

2 前條第一項の規定は、市町村等が前項の認可を受けて行行求職者に對する職業訓練について準用する。

新第十六條第一項中「第十三條」を「第十四條」に改める。

新第二十二條第三項第二号中「第二十四條」を「第二十五條」に、同條第五項中「前項」を「第三項」に改める。

新第二十四條第三項中「第二十一條」を「第二十二條」に改める。

新第二十八條及び新第二十九條中「第二十四條」を「第二十五條」に改める。

新第三十條中第七項を第十一項とし、第四項から第六項までを次のように改める。

4 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、各同数とする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

9 特別委員は、議決に加わることができない。

10 委員及び特別委員は、非常勤とする。

新第三十四條第二項中「第十五條」を「第十六條」に改める。

新第三十五條中「第二十一條」を「第二十二條」に、「第二十六條」を「第二十七條」に改める。

新第三十六条中「第四章」を「第二章、第四章」に改める。

附則第四条中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

附則第五条第一項の労働基準法第七十条の改正規定中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

附則第十条の労働省設置法第四条の改正規定に關する部分中「第四十七号」を「第四十八号」に、「次の三号」を「次の四号」に改め、第四十五号及び第四十六号をそれぞれ第四十六号及び第四十七号とし、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五 職業訓練法に基いて、市町村等が行う職業訓練に係る認可を行ふこと。

附則第十三条の最低賃金法第八条第三号の改正規定中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五条」を「第十六条」に改める。

〔報告書は会議録に掲載〕

○大坪保雄君登壇

たたいま議題となりました職業訓練法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近、産業界において技能労働者の確保が強く要請されておるのでありますが、労働市場の現状では、多くの不完全就業者をかかえている反面、技能労働者は著しく不足し、雇用と生産の両面における隘路をなしている実情に

あります。また、労働者の技能水準の向上は、職業の安定、労働者の地位の向上とともに、産業振興の基礎をなすのでありますが、このために必要な職業訓練の諸制度は必ずしも十分とは言いがたく、特に中小企業においてはきわめて低調に終始している現状にあり、これを欧米諸国に比較しても著しく立ちおかれているといわざるを得ないのであります。このような実情にかんがみまして、従来行われて参った職業安定法による職業指導と、労働基準法による技能者養成等の諸制度に再検討を加え、職業訓練を一そう充実させることと、さらに技能検定制度を設け、生産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保に資するため総合的職業訓練制度を確立しようとするのが、本法案提出の理由であります。

以下、その内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、公共職業訓練と事業内職業訓練とが系統的に実施されること、及び職業訓練と学校教育等との密接な連係をはかることを職業訓練の原則とし、労働大臣は適切な職業訓練計画を定めることといたしております。

第二に、公共職業訓練は、現下の雇用失業情勢に対処して無技能労働者に対する訓練を行い、その就職の促進をはかることと、事業内職業訓練に對する援助を積極的に行ふこととし、

所要の規定を設けたこととあります。第三に、事業内職業訓練については国及び都道府県が必要な援助を行うよう努めることとし、職業訓練に関する基準を定め、認定制度を設けること及び中小企業に対する共同職業訓練方式を認めることにより、その積極的な助成をはかることといたしております。

第四に、職業訓練指導員の免許及び試験制度を定め、その資質の向上をはかることと、労働者の技能を高め、わが国産業における技能水準の向上をはかるため、諸外国の例にならって技能検定制度を創設することとし、所要の規定を設けたこととあります。

第五に、その他労働省及び都道府県に職業訓練審議会を設置する等総合的な職業訓練行政を推進するため所要の規定を整備いたしましたこと等とあります。本案は、去る二月二十一日日本委員会に付託せられ、同二十八日労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重なる審査を続けたのでありますが、特に本案と学校教育との関係を考慮し、三月二十五日には文教委員会との連合審査会をも行なつた次第であります。その質疑応答の詳細は会議録において御了承願ひたいと存じます。

本委員会は、二十八日質疑を終了いたしました。本三十一日自由民主党及び日本社会党の共同提案による修正案が提出せられ、井堀委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、第一に、

国及び都道府県は、身体障害者職業訓練所において職業訓練を受ける求職者のみならず、公共職業訓練を受ける求職者にも手当を支給することができることとする。第二に、市町村、公益法人、法人たる労働組合等が行う職業訓練は公共職業訓練とみなすこととする。第三に、中央職業訓練審議会

の委員は関係労使代表各同数及び学識経験者をもつて構成することとし、別に関係行政機関の職員のうちから任命する特別委員を置くことができることとする。第四に、附則を省略し、修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

○議長(益谷秀次君) この際暫時休憩いたします。午後二時十九分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

出席國務大臣 國務大臣 津島 壽一君 出席政府委員 労働政務次官 二階堂 進君

○明瞭を省略した報告

(法律公布案上及び通知) 一、去る二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。身体障害者福祉法の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律 (通知書受領)

一、去る二十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に關する法律

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律

新市町村建設促進法の一部を改正する法律 海難審判法の一部を改正する法律

合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律

一、去る二十八日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。昭和三十三年度一般会計予算補正(第3号)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第5号)

一、去る二十八日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る二十八日内閣を經由して公正取引委員会委員長代理芦野弘君から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十四条第一項の規定に基づく昭和三十一年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

(議員死去)

一、愛知県第三区選出衆議院議員河野金昇君は去る二十九日死去された。

(常任委員辞任)

八百板 正君	川野 芳満君	吉川 久衛君
大蔵委員	杉浦 武雄君	竹内 俊吉君
内閣委員	古川 丈吉君	井原 岸高君
法務委員	小島 徹三君	堀川 恭平君
外務委員	松澤 雄蔵君	宮澤 胤勇君
社会労働委員	文政委員	平田 ヒデ君
栗原 俊夫君	中野 健次君	
福田 昌子君	農林水産委員	
阿部 五郎君	日野 吉夫君	
商工委員	永井勝次郎君	
運輸委員	辻原 弘市君	松岡 駒吉君
松原喜之次君	森本 靖君	下川儀太郎君
通信委員	井手 以誠君	中島 巖君
建設委員	阿田 春夫君	門司 亮君
予算委員	森島 守人君	山口丈太郎君
小川 豊明君	決算委員	多賀谷眞稔君
一、去る二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	社会労働委員	河野 金昇君
建設委員	林 唯義君	松岡 松平君
決算委員	青野 武一君	上林與市郎君
辻 政信君		

(常任委員補欠選任)

一、去る二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。内閣委員 阿部 五郎君 法務委員 三木 武夫君 外務委員 大橋 忠一君 森島 守人君 岡田 春夫君

大蔵委員

小島 徹三君 宮澤 胤勇君 井原 岸高君 松澤 雄蔵君 堀川 恭平君 杉浦 武雄君 川野 芳満君 古川 丈吉君 竹内 俊吉君 吉川 久衛君 戸叶 里子君

社会労働委員

松岡 駒吉君 辻原 弘市君 多賀谷眞稔君 中島 巖君 山崎 始男君 永井勝次郎君 日野 吉夫君 商工委員 日野 吉夫君 運輸委員 中野 健次君 多賀谷眞稔君 山口丈太郎君 井手 以誠君 通信委員 下川儀太郎君 建設委員 松原喜之次君 予算委員 八百板 正君 福田 昌子君 成田 知巳君 平田 ヒデ君 決算委員 青野 武一君

一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員 上林與市郎君 建設委員 逢澤 寛君 決算委員 河野 金昇君 辻 政信君 小川 豊明君 川村 統義君 松岡 松平君

(常任委員死去)

一、去る二十九日決算委員河野金昇君は死去された。

(特別委員辞任)

一、去る二十八日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。国土総合開発特別委員 芳賀 貢君

(特別委員補欠選任)

一、去る二十八日議長から提出した議案は次の通りである。石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る二十八日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。社会福祉事業法の一部を改正する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律案 計量法の一部を改正する法律案

計量法の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案 学校保健法案

一、去る二十八日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。たばこ専売法の一部を改正する法律案

一、去る二十九日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)(参議院送付) 大蔵委員会 付託 学校保健法案(内閣提出第一二〇号)(参議院送付) 文教委員会 付託 社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付) 社会労働委員会 付託 森林開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三九号)(参議院送付) 農林水産委員会 付託

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)(参議院送付) 計量法の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第一二七号)(参議院送付)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

以上三件 商工委員会 付託
一、去る二十九日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(予)

地方行政委員会 付託
(条約送付)

一、去る二十八日参議院に送付した条約は次の通りである。

人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

議院法制局法等の一部を改正する法律案

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

一、去る二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

所得税法等の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

関税定率法の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る二十八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般職会計からする繰入金に関する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律案の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

海難審判法の一部を改正する法律案

合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十二年一般会計予算補正(第3号)

昭和三十二年度特別会計予算補正(特第5号)

一、去る二十八日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

衆議院会議録第二十一号中正誤

改正
誤
行
審議せる
審議する

昭和三十三年三月三十一日 衆議院会議録第二十三号 議長の報告

昭和三十三年三月三十一日 衆議院會議録第二十三号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價一部 十五円
(但し良實紙は二十円)
(郵送料共)

発行所
 東京都新宿区市谷本村町一五
 大藏省印刷局
 電話九段(四五)一三三 報課